

○分賦基本水量等の決定について

制 定 平成20年3月18日 議案第5号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する「1日最大給水量」及び「分賦基本水量」について、平成20年度から平成23年度までの1日最大給水量及び分賦基本水量を次のように定める。

平成20年度から
平成23年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量を、平成20年度から平成23年度までについて別表のとおり定める。

別表

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量
平成20年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625
平成21年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625
平成22年度	666,381	170,260,455	258,236	65,979,590	157,291	40,187,960	46,092	11,776,725
平成23年度	653,381	167,396,322	243,623	62,416,542	188,504	48,294,798	42,492	10,886,670